



新しい学校生活における ガイドライン

(2022.7.1Ver.3.3)

刈谷市教育委員会

出欠席の留意事項

- 児童生徒が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止とする。
- 体調不良により、登校を控える場合は、忌引き等（感染疑い）とする。
- 学校に既に報告済みの喘息などの持病を理由にして、登校を控える場合は、忌引き等（持病による感染防止）とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席の取り扱いについて所属学校の校長と相談する。
- 家族が濃厚接触者に特定された場合、あるいは、同居している家族に体調不良の方がいる場合について、保護者に学校への連絡及び児童生徒の登校について相談してもらう等、感染拡大防止への協力を依頼する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



教職員及び児童生徒が感染者、又は濃厚接触者として特定された場合の対応

□教職員及び児童生徒が感染した場合

- ①学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合は臨時休業又は、臨時休校とする。
- ②①の後、特定された感染者が教職員の場合は、10日間を目処に療養休暇を取得させる。児童生徒の場合は、10日間を目処に出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

□教職員及び児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- 特定された濃厚接触者が教職員の場合は、7日間を目処に職務専念義務を免除とする。児童生徒の場合は、7日間を目処に出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



臨時休業の範囲や条件について

- 学校で「家庭内感染ではない感染者」（以下「感染者」）が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

○直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①感染者が3名以上と判明した場合
- ②感染者、その感染者と濃厚接触者及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
- ③その他、校長及び教育委員会が必要と判断した場合

※ただし、学校に2週間以上登校していない感染者は除く

○学級閉鎖の期間としては3日間程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響をふまえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



登校前・登校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、**バランス**の取れた食事をするようにする。
- 児童生徒、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える（同居の家族に同様の症状が見られる場合も含む）。
- 児童生徒、教職員とも、発熱等の症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控える。
- 人と十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な距離がとれないときは、近距離での会話を控える、またはマスクを着用するといった配慮をする。
※参照資料1 「正しいマスクの付け方」
- 検温結果や健康状態について検温カードに記入する。
- 通学班など、複数の人数で登校する際は、人との一定の距離をとる（下校時も同様）。
- 登校したら、児童生徒、教職員、学校に出入りする関係者は教室等に入る前に手洗いをを行う。

※参照資料2 「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活①

- 登校時、昇降口で教職員が、検温、健康状態について確認する。家庭で検温できなかった場合は、学校で検温する（接触型体温計は使用後消毒する）。
- 朝の会で教職員が検温カードを回収する。
- 屋内で人と十分な身体的距離が確保できない場合は、原則としてマスクを着用する。ただし、熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。その際、会話は控える。また、室内の場合は換気に配慮する。
※参照資料1「正しいマスクの付け方」
- 手洗いを行う時間を、2時間程度ごとに確保する。
手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。
※参照資料2「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」
- 換気に配慮する。
※参照資料4「換気・消毒マニュアル」
- 水道の蛇口、手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は1日に1回、消毒か家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。また、拭き掃除については、高学年以上の児童生徒が行ってもよい。
※参照資料4「換気・消毒マニュアル」
- 座席近くに水筒を置き、適宜水分補給をする。特に小学校低学年児童には配慮を要する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活②

- 教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。
- 全校児童生徒が集まる全校集会等は、座席の間隔をとる、頻繁に換気をするなど、適切な感染対策を行った上で実施してもよい。
- 感染のリスクが特に高い活動を極力避け、リスクの低い活動から実施する。「接触」「密集」「近距離での活動（グループ活動）」「向かい合っでの発声」などを行う場合は、一定の距離を保ち、可能な限り短時間になるよう工夫する。
- トイレ掃除は、基本的には教員業務支援員が行い、定期的に消毒する。家庭用洗剤等を使う場合は、高学年以上の児童生徒が掃除をしてもよい。
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに給食の前後で手洗いを徹底する。

※参照資料4「換気・消毒マニュアル」

- 喫食時以外は、マスクを着用する。
- 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童生徒が衛生的に配膳が行えるよう指導する。
- 児童生徒は給食当番を行う前に、健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任に報告する。
- 給食当番として配膳する児童生徒は、白衣、エプロン、帽子（三角巾）を使用する。
- 大声を出さないようにし、必要以上の会話をせずに配膳、喫食する。
- グループは作らず、前を向いた状態の席で喫食する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



部活動

□児童生徒及び家庭に以下のことを依頼する。

- ①児童生徒の検温や健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する（同居の家族に同様の症状が見られる場合も含む）。（土日祝日）
- ②活動前に手洗いをする。活動後も同様とする。また、熱中症を防ぐためにこまめに水分補給をする。
- ③運動部活動におけるマスクの着用は必要ない。ただし、十分に身体的な距離がとれないときは、近距離での会話を控えるといった配慮をする。
- ④多数の児童生徒が一カ所に集まる時間は、極力短時間とする。
- ⑤大声を出すことはしない。ハイタッチや握手等、直接、触れ合う動作は避ける。
- ⑥部室の使用は、極力短時間とし、交替で使用する。

□顧問は以下のことに留意する。

- ①指導前の検温を行い、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。（土日祝日）
- ②活動前に手洗いをする。活動後も同様とする。
- ③原則としてマスクの着用は必要ない。ただし、十分に身体的な距離がとれないときは、近距離での会話を控えるまたはマスクを着用するといった配慮をする。
- ④活動中の児童生徒の体調の変化等に特に留意する。活動終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行う。
- ⑤握手やハイタッチ等、児童生徒に直接触れないようにする。
- ⑥道具の共用は可能な限り避けるようにし、使用後の手洗いを徹底する。
- ⑦十分に換気ができている状態で活動させる。
- ⑧密集する活動はさせない。個別に間隔を確保させる。
- ⑨部ごとに連携して、活動時間に差を設け、同時に活動する人数を少なくする。
- ⑩活動時間を短時間にするための工夫をする。（土日のどちらか1日、中学校では3時間程度、小学校では3時間以内、祝日も同様）
- ⑪公式戦やコンクール、対外的な練習試合などに参加する場合は、事前に校長の許可を得て行う。競技時間、演技、演奏時間、会場への移動、会食場所、会場での更衣場所などについて、顧問だけでなく、学校として感染症対策を行う。

参照資料

※1 「正しいマスクの付け方」



※2 「正しい手の洗い方」 「手洗いの6つのタイミング」

正しい手の洗い方

手洗いの前に ○ 爪は短く切っておきましょう
○ 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

手洗いの6つのタイミング



※3 「咳エチケット」

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



※ 4 「換気・消毒マニュアル」

時間	換気	消毒	その他（マスク・検温・手洗いなど）
登校前	○窓やドアを開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。） ※寒い場合は、上着の着用を認める。	○教職員や教員業務支援員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について1日、1回、消毒をするか家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。また、拭き掃除については、高学年以上の児童生徒が行ってもよい。	○人と十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。 ※十分な距離がとれないときは、近距離での会話を控える、またはマスクを着用するといった配慮をする。 ○児童生徒、教職員は検温カードに体温、嗅覚・味覚異常など体調について記録して登校、出勤する。 ※児童生徒は検温カードを担任に提出する。 ※教職員は、校長に提出する。 ○児童生徒は、ハンカチかタオルを2枚、マスクを置く清潔なビニールや布を持参する。 ※ハンカチやタオルの貸し借りはしない。 ○児童生徒は、入室前に、手洗いをする。 ※少なくとも2時間に1回は行う。 ※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいししない。 ※蛇口は、水をかけたり、ハンカチやタオルを利用したりして閉める。 ※教職員は児童生徒へ正しい手洗いの仕方を指導する。 ○登校するときは、人との一定の距離をとる。
授 業	○教室の対角線上に2か所窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。） ※必要に応じて扇風機を併用する。		○児童生徒、教職員は、共用の教材、教具、情報機器などを触る授業では、必ず授業の前後で手洗いをする。 ○教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。
放 課	※気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。		○放課に児童生徒、教職員は手洗いをする。 ○長い放課の終了時に、児童生徒は必ず手洗いをする。 ※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいししない。
給 食		○給食前に児童生徒、教職員は石けんで手を洗い、消毒液を使用して手指を消毒する。 ○給食前後に机を水拭きする。 ○給食後に児童生徒、教職員は手洗いをする。	○給食当番は、白衣やエプロン、帽子（三角巾）を着用する。 ※白衣は自分で洗う。 ※当番は必ず白衣などを着用する。 ○児童生徒は、授業の隊形で給食を食べる。
清 掃		○教職員や教員業務支援員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について1日、1回、消毒をするか家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。また、拭き掃除については、高学年以上の児童生徒が行ってもよい。	○トイレ掃除は、基本的には教員業務支援員等が行う。 家庭用洗剤等を使う場合は、高学年以上の児童生徒が掃除をしてもよい。 ○児童生徒、教職員は、掃除後、石けんで手洗いをする。 ※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいししない。
部活動	○活動場所の窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）		○児童生徒は密集せずに距離を取って行う活動をする。 ○活動前後は、必ず手洗いをする。 ※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいししない。
下校後	○校内のトイレの換気扇は24時間稼働しておく。		○下校するときは、人との一定の距離をとる。



